

岡崎市福祉有償運送運営協議会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 この協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事
- (3) その他市長が必要と認める事

（会長及び会長の職務代理）

第3条 協議会に会長を置き、委員の中から互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の運営）

第4条 協議会は、会長が市長の同意を得て招集する。

- 2 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、高度かつ専門的な確認行為が必要な場合は、専門的知見を有する者に助言を求めるものとする。
- 6 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 7 協議会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

(委員以外の出席者)

第 5 条 福祉有償運送の申請者である N P O 法人等の代表者 (協議会の委員を除く。) は、協議会の決定に関与しないオブザーバーとして、福祉有償運送の活動内容や申請に関する意見を述べるために、協議会の会議に参加することができる。

(守秘義務)

第 6 条 協議会の委員並びに協議会に出席した者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(申請の手続)

第 7 条 福祉有償運送の登録及び旅客から収受する対価の変更の申請をしたい法人 (以下「申請法人」という。) は、必要な書類を添付して様式 1 「自家用有償旅客運送に係る協議会における協議について (依頼) 」を開催 1 箇月前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、上記の依頼の条件及び形式が整っている場合は、速やかに協議するよう会長に対し、様式 2 「岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議について (依頼) 」により依頼するものとする。

3 会長は、協議会において協議が調った場合若しくは調わなかった場合は、市長に対し、速やかに様式 3 「自家用有償旅客運送に係る協議会における協議について (報告) 」にて報告するものとする。

4 市長は、上記の報告によって協議会において協議が調った又は調わなかったことの報告を受けたときは、申請法人に対し様式 4 「自家用有償旅客運送に係る協議会における協議結果について (回答) 」で結果を通知するとともに、協議が調った場合においては、愛運支局公示第 7 号様式第 3 号「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付するものとする。

(登録実施後における市の役割)

第 8 条 福祉有償運送に関する相談、利用者等からの苦情、違反や事故の通報等は、地域福祉課内の受付窓口において、適切な連絡体制を整備し対応するものとする。

2 市長は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送事業者の適切な運営を確保するため、協議会の委員に当該事実を通知するとともに、協議会において対応を協議し、必要な指導を行うことができるものとする。

- 3 市長は、協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該福祉有償運送事業者がこれに従わない場合、協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大な事故の発生等の連絡を受けた場合には、愛知運輸支局に連絡を行い、相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。
- 4 市長は、愛知運輸支局長から、協議会で協議した福祉有償運送事業者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に対する通知を受理した場合にあっては、当該事実を協議会の委員に周知するとともに、必要に応じ協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

(事務局)

- 第9条 この協議会の事務局を福祉部に置き、地域福祉課が庶務を処理するものとする。
- 2 福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するための窓口を地域福祉課に置くものとする。

(委任)

- 第10条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(岡崎市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 岡崎市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成17年4月15日制定)は、廃止する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住所

法人名

代表者氏名

印

自家用有償旅客運送に係る協議会における協議について(依頼)

道路運送法第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送の登録(更新登録、変更登録及び旅客から収受する対価の変更を含む。)申請をしたいので、岡崎市福祉有償運送運営協議会で協議して下さるようお願いします。

様式 2

○地第 号
年 月 日

岡崎市福祉有償運送運営協議会
会 長 ○ ○ ○ ○ 様

岡 崎 市 長

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議について（依頼）

年 月 日付けで下記の者から協議依頼がありましたことについて、自家用有償旅客運送に係る申請書類を岡崎市福祉有償運送運営協議会で協議してください。

記

申請者の住所	
申請者の法人名	
申請者の代表者氏名	

【協議が調った場合】

年 月 日

（宛先）岡崎市長

岡崎市福祉有償運送運営協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議の結果について（報告）

年 月 日付け。地第 号で依頼のありましたことについては、年
月 日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調い、承認さ
れました。

【条件付で協議が調った場合】

年 月 日

（宛先）岡崎市長

岡崎市福祉有償運送運営協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議の結果について（報告）

年 月 日付け。地第 号で依頼のありましたことについては、年 月
日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調いました。

なお、別紙のとおり意見が付されましたので、道路運送法第79条に基づく申請に
あたり補正をお願いします。

【協議が調わなかった場合】

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

岡崎市福祉有償運送運営協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議の結果について（報告）

年 月 日付け○地第 号で依頼のありましたことについては、年 月
日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調わず、承認されま
せませんでした。

様式 4 - 1

【協議が調った場合】

○地第 号
年 月 日

法人名

代表者 ○ ○ ○ ○ 様

岡 崎 市 長

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議結果について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたことについては、年 月 日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調い、承認されました。

【条件付で協議が調った場合】

○地第 号
年 月 日

法人名

会 長 ○ ○ ○ ○ 様

岡 崎 市 長

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議結果について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたことについては、年 月 日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調いました。

なお、別紙のとおり意見が付されましたので、道路運送法第79条に基づく申請にあたり補正をお願いします。

様式 4 - 3

【協議が調わなかった場合】

○地第 号
年 月 日

法人名

代表者 ○ ○ ○ ○ 様

岡 崎 市 長

岡崎市福祉有償運送運営協議会による協議結果について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたことについては、年 月 日開催しました岡崎市福祉有償運送運営協議会において協議が調わず、承認されませんでした。

様式第 3 号

(愛運支局公示第 7 号)

年 月 日

申 請 者 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1 . 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称)

(対象市町村)

2 . 運営協議会にて合意に至った年月日

3 . 合意の内容

(1) 運送主体

(2) 運送の区域

(3) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(4) その他特記事項

年 月 日

岡崎市福祉有償運送運営協議会

主宰者 岡 崎 市 長